

得があるー 給与収入が2000万円を超える人は、 上記の表にか 青色申告の 建 物 • 株式売却などの 所得税の申

告が必要にな

分離課税所

所得などがある 相続などに係る生命保険契約等年金のある ただし、次の人は申告をする必要はありませんをする必要がない人で、平成28年中に収入があ平成29年1月1日現在、総社市内に居住し、所 国民健康保険税の申告が必要な 人で平成28年中の所得金額の合計額 雑損控除がある人 「
がある人、太陽光売電収入のある人は宅借入金等特別控除の適用を初きます。 ル倉敷会場で申告を 事業所得 た 人の 確定申

か所からの給与収入のみで、 申告を いる 年末調整が済んで いる給与支

公的年金等収入のみで、次の①か②に該当す払報告書が勤務先から市へ提出されている人 月 1 以後生まれで、 日 以前生ま れで、年金収入合計)か②に該当する人 れで、 年 入合計

額が98万円

①昭和27年

②昭和27人 48万円以下 年 1 金 収 入 八合計 額

必要なため、申告をお願 ※この場合でも、国民健康 給付のみの人など)で、 マ成28年中に収入のなか 必要です。また、還付とならない場合でも市県民税・の追加などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払下の人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、年公的年金収入合計が400万円以下でその他の所得が 公的年金収入が4 0 0 Ġ 人で確定申告が必要な場合も の他の 20万円以

年 金

から控

【寄附金控除を受ける人で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合、申告を行うと特例制度を利用できません】 ●申告をする場合は、年間の全ての寄附について申告をする必要があります。(申告と特例制度の併用はできません)

●申告期限後でも申告が必要となる場合があるので、寄附金の領収書などは大切に保管してください

■「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

上記の表は 合があり

保険税の申告を

介護・

者医療保険料の算定に影響す

る場

玉

民

発 に 発 が 表 が 表

市役所税務課へお問い合わせくださ

表に当てはまら

ない場合

は

**倉敷税務署** 

確定申告が不要な給与所得者などが行った寄附について、寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附先団体に特例申請す ることにより、確定申告不要で翌年度の市県民税から控除を受けることができる制度

平成 28 年分申告手続きから マイナンバー(個人番号)の記載と 本人確認書類の提示か写しの添付が必要です

【本人確認書類】 次のいずれかが必要です。 ①マイナンバーカード



②番号確認書類(通知カード・住民票など)

身元確認書類 (運転免許証・パスポートなど)



※②の番号確認書類、身元確認書類は、それぞれ1点ずつ

※申告者以外の控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の マイナンバーの記載も必要ですが、確認書類は不要です。 申告者が事前に確認し、申告してください

※マイナンバーカードなどの電子証明書の取得などがで き、電子申告(e-Tax)により送信する場合は、本人 確認書類は不要です。

## ◇所得税の納期限は3月 15 日

確定申告による所得税の納期限は、3月15日 です。提出期限を過ぎての申告や、所得を正確に 申告しなかった場合は、本来の税のほかに延滞税 や加算税がかかることがあります。

## ◇インターネットで確定申告書などが作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コー ナー」を利用すれば、所得税の確定申告書などが 作成できます。作成した確定申告書データは電子 申告により提出することや、プリンターで印刷し 郵送することもでき

ます。 国税庁ホームペー ジアドレス http:// www.nta.go.jp



申告から

毎年、申告会場は3月15日までです。

申告会場は混雑します。

待ち

時

0)

短縮の

ため、

事前に医療費

 $\hat{\sigma}$ 

集計

収支内訳

書

など

の

8

ジの日程表を参考に申告をしてください

得税などの

確

定申告と市県民税

•

国民健康保険税の市内申告会場での相談期間は、

2 月 16

日から

0

をお願

い

します

ズに申告を済ませるた

め、

「申告の手引き」

や国税庁のホ

ジなどを参考に申告

郵送や電子申告

е

а

X

で提出することもできます

書を自主作成

税

の

市県民税

定

国民健康保険税の申告 申

告 相談期間

市内会場の 2

月 16 日 (木) 3 月 15

日

(水)

7 広報そうじゃ2017.2